

鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会規約

(目的)

第1条 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、大分県地域防災計画等に基づき、県、関係市町及び関係機関の連携を確立し、平常時から鶴見岳・伽藍岳の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事務を行う。

- (1) 火山活動観測、防災対策等の情報共有に関すること
- (2) 避難計画の策定に関すること
- (3) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市町村への助言に関すること
- (4) 防災訓練等の活動等に関すること
- (5) 防災意識の啓発活動に関すること
- (6) その他必要と認められること

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げるもので構成する。

- 2 協議会には会長を1名置く。
- 3 会長は、大分県生活環境部危機管理監をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議事を進行する。

- 2 会長は、必要に応じて、構成機関以外の機関の者に出席を求めることができる。

(コアグループ会議)

第5条 鶴見岳・伽藍岳の火山活動に伴う避難時期・避難対象地域について技術的検討を行うため、関係機関の実務者等による鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会コアグループ会議（以下「コアグループ会議」という。）を設置することができる。

- 2 コアグループ会議を設置したときは、コアグループ会議に幹事を1名置く。
- 3 コアグループ会議の幹事は、会長が指名する。
- 4 幹事は、コアグループ会議を代表し、会務を総理する。
- 5 幹事に事故があるときは、幹事があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務処理のため、事務局を大分県生活環境部防災対策室に置く。

2 コアグループ会議を設置したときは、その事務処理のため、事務局を幹事の所属機関に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定のほか、コアグループ会議の運営に必要な事項は、幹事が別に定める。

附則

この規約は、平成26年 2月24日から施行する。

(別表 1)

区 分	役職・機関名	備 考
学識経験者	鹿児島大学 地域防災教育研究センター 特任教授 下川 悦郎	
	鹿児島大学大学院 理工学研究科 教授 小林 哲夫	
	京都大学理学研究科地球熱学研究施設 京都分室 教授 鍵山 恒臣	
	京都大学理学研究科 地球熱学研究施設 教授 竹村 惠二	
国	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所長	
	気象庁福岡管区気象台 気象防災部 火山防災情報調整官	
	気象庁 大分地方気象台長	
市町村	別府市 企画部 危機管理課長	
	宇佐市 総務部 危機管理課長	
	由布市 総務部 防災安全課長	
	日出町 総務課長	
県	生活環境部 危機管理監	会長
	生活環境部 防災対策室長	代理人
	東部振興局 次長兼地域防災監	
	中部振興局 次長兼地域防災監	
	北部振興局 次長兼地域防災監	
	土木建築部 砂防課長	
	土木建築部 別府土木事務所長	
	土木建築部 大分土木事務所長	
警察	大分県警察本部 警備部 警備第二課長	
	大分南警察署 警備課長	
	別府警察署 警備課長	
	杵築日出警察署 警備課長	
	宇佐警察署 警備課長	
消防	別府市消防本部 警防課長	
	宇佐市消防本部 警防課長	
	由布市消防本部 警防課長	
	杵築速見消防組合消防本部 警防課長	
自衛隊	陸上自衛隊第 41 普通科連隊 第 3 科長	
	陸上自衛隊西部方面特科隊 第 3 科長	
高速道路管理者	西日本高速道路株式会社九州支社 大分高速道路事務所 工務課長	
公共交通機関	一般社団法人大分県バス協会 専務理事	